

第1章 救済措置の拡充等

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

① 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済

災害等、手続をする者の責めに帰すべきでない事由により所定の手続期間を徒過した手続については、特許法第121条第2項(拒絶査定不服審判の請求期間に関する救済規定)のように救済規定を設けているものがある一方、何ら救済規定を設けていないものもある。

② 優先権の主張の補正

特許法第17条第1項は、特許出願、請求その他特許に関する手続をした者は、同法第17条の2から第17条の4までに規定する例外を除き、事件が特許庁に係属している間は、その補正ができる旨を規定しているところ、優先権の主張の補正について、独立した規定は設けられていない。

なお、特許法第184条の3第1項の規定により特許出願とみなされた特許協力条約に基づく国際出願(以下「国際特許出願」という。)に係る優先権の主張については、特許協力条約に基づく規則26の2.1の規定により、国際段階において、一定期間内に限り、その補正が可能となっている(実用新案法第48条の3第1項の規定により実用新案登録出願とみなされた特許協力条約に基づく国際出願(以下「国際実用新案登録出願」という。)も同様である)。

③ 優先権の主張の時期

優先権の主張は出願と同時にしなければならず、出願後の優先権の主張

は認められていない(特許法第41条第4項及び第43条第1項(同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。))。

なお、国際特許出願については、国際段階において一定期間内に限り(特許協力条約に基づく規則26の2.1)、優先権の主張が可能となっている(国際実用新案登録出願についても同様である)。

④ 優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済

優先権の主張を伴うことができる出願は、その優先権の主張の基礎となる出願の日から所定の期間内(特許法第41条第1項第1号又はパリ条約第4条C(1))にしなければならないところ、当該期間を経過したときの救済措置が一切設けられておらず、当該出願については優先権の主張をすることができない。

なお、特許協力条約に基づく規則26の2.3、49の3.1及び49の3.2の規定により、一定の条件の下で、優先権の主張ができる期間の経過後にされた国際出願について優先権の主張が可能であるが、我が国は、これらの規定に対応する国内法令が未整備であるため、これら特許協力条約に基づく規則の規定を適用していない。

⑤ 出願審査の請求

特許出願の日から3年(特許法第48条の3第1項)又は特許出願の分割、出願の変更若しくは実用新案登録に基づく特許出願の日から30日(同条第2項)以内に出願審査の請求がされなかったときは、当該特許出願は取り下げられたものとみなされ(同条第4項)、当該期間経過後の救済手続は設けられていない。

(2) 改正の必要性

① 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済について
現行法においては、災害等、手続をする者の責めに帰すべきでない事由により所定の手続期間を徒過した手続について、救済規定を設けているものと、何ら救済規定を設けていないものが存在する。

しかし、欧米諸国等、災害が発生した場合における救済措置を広く講ずる国が多数あるという点や、東日本大震災の経験を踏まえ、救済規定を設けていない手続について所要の規定の整備を行う必要がある。

② 優先権の主張の補正について

我が国においては、優先権の主張の補正についての個別規定は設けられていないところ、特許法条約(Patent Law Treaty、以下「PLT」という。)¹では、優先権の主張の補正について時期的制限が設けられている。PLTの加入について検討中の我が国は、これに向けた措置として、制度の国際調和の観点から、特許出願に係る優先権の主張の補正について、PLTの規定に倣った改正を行う必要がある。また、実用新案登録出願についても、同様の改正が必要である。

③ 優先権の主張の時期について

PLTの規定では、優先権の主張は、出願後一定期間内可能であるところ、我が国では、優先権の主張の時期は出願と同時にしており厳格なも

1 特許法条約(PLT)は、国ごとに異なる特許の出願手続の統一化・簡素化によって出願人の負担軽減を目的として、2005年に発効した国際条約。2014年10月末時点で36か国が加入している(いわゆる先進国では、英国、オーストラリア、スイス、フランス、米国といった国々が加入している。)が、日本、欧州特許庁(EPO)を含む主要国・機関の多くは未加入である。しかしながら、PLT未加入国であっても、PLTの規定に倣った手続面での制度調和が進んでおり、特にEPOは、PLTに準拠した形で欧州特許条約(EPC)を改正し(改正欧州特許条約(EPC2000)、2007年11月採択、同年12月発効)、ユーザーに対してPLTに加入したときと同様の利益を与えている。

のとなっていることから、その緩和について強いニーズが存在するとともに、諸外国の制度との不均衡が指摘されている。このような状況にあって、PLTの加入について検討中の我が国は、これに向けた措置として、より一層のユーザーの利便性の向上を図るため、制度の国際調和の観点から、優先権の主張手続について、PLTの規定に倣って特許出願に係る優先権の主張の時期を緩和する必要がある。また、実用新案登録出願についても、同様の措置が必要である。

④ 優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済について

優先権の主張を伴うことができる特許出願をすべき期間を徒過した場合について、PLTでは、その救済について規定されているところ、我が国では、当該救済規定がなく、それを措置することについて強いニーズが存在するとともに、諸外国の制度との不均衡が指摘されている。このような状況にあって、PLTの加入について検討中の我が国は、これに向けた措置として、より一層のユーザーの利便性の向上を図るため、制度の国際調和の観点から、優先権の主張を伴うことができる特許出願をすべき期間を徒過した場合についても、PLTの規定に倣って、救済規定を整備する必要がある。また、実用新案登録出願についても、同様の規定を整備する必要がある。

⑤ 出願審査の請求期間を徒過した場合の救済について

我が国では、特許法第48条の3第4項の規定により、同条第1項又は第2項に規定する期間内に出願審査の請求がされなかったときは、その特許出願は取り下げたものとみなされるが、出願審査の請求期間の徒過は、PLTにおいては救済の対象となる。PLTの加入について検討中の我が国は、これに向けた措置として、より一層のユーザーの利便性の向上を図るため、制度の国際調和の観点から、PLTの規定に倣って、出願審査の請求期間を徒過した場合の救済規定の整備が必要である。

2. 改正の概要

(1) 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済規定の整備

災害等、手続をする者の責めに帰すべきでない事由により所定の手続期間を徒過した場合の救済規定を設けていない手続のうち必要なものについて、特許法第121条第2項の規定に倣って、特許法において関係規定を新設し、手続者が、所定の期間内に当該手続をすることができなかつたことについて「その責めに帰することができない理由」があったときは、理由がなくなってから14日(在外者にあつては、2月)以内で期間経過後6月以内であれば、当該手続ができることとした。

また、実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法においても同様の措置を講ずることとした。

(2) 優先権の主張の補正に係る規定の整備

PLTの規定に倣って、特許法及び実用新案法²の関係規定を改正及び新設し、優先権の主張の補正ができる時期を規定することとした。

(3) 優先権の主張の時期の見直し

現行法上、優先権の主張は出願と同時にしなければならないところ、PLTの規定に倣って、特許法及び実用新案法の関係規定を改正し、経済

2 意匠法及び商標法については、PLTにおける優先権主張に係る規定と同様の措置は、諸外国の関係法令及び関係条約において規定されていないこと及び日本国内におけるニーズが不透明であること等の理由により、今回は、特許法と同様の改正は行わないこととした。「(2)優先権の主張の時期の見直し」及び「(3)優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備」についても同様である。

産業省令で定める期間内は、優先権の主張ができることとした。

(4) 優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備

PLTの規定に倣って、特許法及び実用新案法の関係規定を改正又は新設し、優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定を整備した。具体的には、優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間内にし出願をすることができなかつたことについて「正当な理由」があり、かつ、当該出願が当該期間の経過後一定期間(経済産業省令で定めることとした。)内にされた場合には、その優先権の主張ができる旨を規定することとした。この「正当な理由」は、平成23年の法改正において整備した救済規定(特許法第36条の2第4項等)と同様に、救済の主観的要件とするものである。

なお、国際特許出願及び国際実用新案登録出願についても当該救済規定が適用される。

(5) 出願審査の請求期間を徒過した場合の救済規定の整備

PLTの規定に倣って、特許法において、出願審査の請求期間を徒過した場合の救済手続を整備する改正を行った。救済の要件は、平成23年の法改正において整備した救済規定(特許法第36条の2第4項等)と同様に、出願審査の請求ができる期間を徒過したことについて「正当な理由」があったときは、その理由がなくなつてから2月以内に請求期間経過後1年以内であれば、出願審査の請求ができることとした。

3. 改正条文の解説

(1) 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済規定の整備

◆特許法第30条

(発明の新規性の喪失の例外)

第三十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面(次項において「証明書」という。)を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

改正前の特許法において所定の期間を定めた手続のうち、何ら救済規定を整備していないもの、及び、手続をする者からの請求がなければその期間を延長できず、権利の喪失又は重大な不利益につながってしまうもの、の2つについて、特許法第121条第2項の規定に倣い、手続をする者の責めに帰すべきでない事由により当該期間内にその手続をするることができない場合に、その事由がなくなった日から一定の期間内においてはその手続をすることができる旨の規定を整備した。

特許法第30条は、発明者自身による発明の公表等により発明が新規性を喪失した場合であっても、所定の手続を行った場合には新規性を喪失しなかったものとみなす規定であるところ、今般、同条に第4項を新設し、同条第3項に規定する書面を提出する者が、その責めに帰することができな

い理由により同項に規定する期間内に当該書面を提出することができないときは、その理由がなくなった日から14日(在外者にあつては、2か月)以内でその期間の経過後6か月以内であれば、その書面を提出できる旨の救済規定を整備した。なお、同項を新設するにあたり、同条第3項に略称規定を置くこととした。

実用新案法第11条第1項(特許法の準用)の規定により特許法第30条の規定が実用新案登録出願に準用されるため、実用新案登録出願に係る考案について新規性の喪失の例外を受けるための証明書の提出期間についても、これと同様に救済規定を整備した。

◆特許法第43条

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 (略)

2～5 (略)

6 第二項に規定する書類又は前項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により第二項に規定する期間内にその書類又は書面を提出することができないときは、同項又は前項の規定にかかわらず、その理由がなくなった日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその書類又は書面を特許庁長官に提出することができる。

7 第一項の規定による優先権の主張をした者が前項の規定により第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を提出したときは、第四項の規定は、適用しない。

① 優先権を証明する書類等の提出期間徒過の救済(第6項)

特許法第43条第2項は、同条第1項の規定によりパリ条約による優先権の主張をした者が行うべき当該優先権を証明する書類の提出の期間を規定

し、また、同条第5項は、同項に規定する書面を同条第2項に規定する期間内に提出したときは、同期間内に優先権を証明する書類が提出されたものとみなす旨を規定しているところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第43条に第6項を新設し、同条第2項に規定する期間について救済規定を整備した。

② 救済による優先権主張の効力(第7項)

特許法第43条新設第7項は、同条新設第6項の規定により同条第2項に規定する書類又は同条第5項に規定する書面を提出したときは、同条第4項の規定は適用しない(優先権の主張はその効力失わない)旨を規定した。

◆特許法第44条

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2～6 (略)

7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができる。

特許法第44条第1項は特許出願を分割することができる旨及びその期間について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第44条第7項を新設し、同条第1項第2号及び第3号に規定する期間についての救済規定を整備した。

◆特許法第46条

(出願の変更)

第四十六条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する期間内にその出願の変更をすることができないとき、又は第二項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することができない理由により同項ただし書に規定する三年の期間内にその出願の変更をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができる。

6 (略)

特許法第46条第1項は実用新案登録出願から特許出願への変更ができる旨及びその期間を、同条第2項は意匠登録出願から特許出願への変更ができる旨及びその期間について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第46条第5項を新設し、同条第1項ただし書に規定する期間及び第2項ただし書に規定する3年の期間について救済規定を整備した。

◆特許法第46条の2

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による特許出願をする者がその責めに帰することが

できない理由により同項第一号又は第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその特許出願をすることができる。

4・5 (略)

特許法第46条の2第1項は実用新案登録に基づく特許出願ができる旨及びその期間について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第46条の2第3項を改正し、現行規定において救済措置がされている同条第1項第3号に規定する期間に加えて同項第1号に規定する期間について救済規定を整備した。

◆特許法第67条の2の2

第六十七条の二の二 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、一月)以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。

特許法第67条の2の2は、特許権の存続期間の延長登録出願をしようとする者が、これに必要とされる処分(医薬品等の許認可等)が当該存続期間の満了前6か月の前日までにされないと見込まれるときに、存続期間の満了前6か月の間であっても、存続期間の延長登録出願をすることができる

ようにするための手続について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第67条の2の2第4項を新設し、同条第1項に規定する期間について救済規定を整備した。

なお、今般本条で整備する救済措置については、その措置によって当事者が特別に手続をすることができる期間を、他の一連の救済措置と比べて短く規定することとした。これは、特許権の存続期間の満了後は何人でも当該特許発明を実施することができることに鑑み、第67条第2項の規定による特許権の存続期間の延長登録出願がされる可能性を第三者に対し存続期間の満了前のできるだけ早い時期に公示する(第67条の2の2第3項)ことの必要性を考慮したことに基づくものである。

◆特許法第108条

(特許料の納付期限)

第百八条 (略)

2・3 (略)

4 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその特許料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができる。

特許法第108条第1項は、特許権の設定登録のための特許料の納付期間について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第108条第4項を新設し、同条第1項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆特許法第111条

(既納の特許料の返還)

第百十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による特許料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

特許法第111条第2項は既納の特許料の返還請求の請求期間について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第111条第3項を新設し、同条第2項に規定する返還請求の期間について救済規定を整備した。

◆特許法第195条

(手数料)

第百九十五条 (略)

2～12 (略)

13 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

特許法第195条第9項から第12項は、手数料の返還請求の請求期間について規定したものであるところ、今般、同法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第195条第13項を新設し、同条第10項及び第12項に規定する返還請求の期間について救済規定を整備した。

◆実用新案法第32条

(登録料の納付期限)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により前項の規定により延長された期間内にその登録料を納付することができないときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

実用新案法第32条第1項は実用新案権の設定登録のための登録料の納付期間について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、実用新案法第32条第4項を新設し、同条第3項の規定により延長された期間について救済規定を整備した。

なお、救済の対象とする期間を「前項の規定により延長された期間」としたのは、実用新案権の設定登録のための登録料は実用新案登録出願と同時に納付しなければならないこと(同条第1項)を考慮したものである。

◆実用新案法第34条

(既納の登録料の返還)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

实用新案法第34条は既納の登録料の返還請求について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、实用新案法第34条第3項を新設し、同条第2項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆实用新案法第54条の2

(手数料の返還)

第五十四条の二 (略)

2~11 (略)

12 第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第三項、第七項、第九項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

实用新案法第54条の2は手数料の返還請求について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、实用新案法第54条の2第12項を新設し、同条第3項、第7項、第9項又は第11項に

規定する期間について救済規定を整備した。

◆意匠法第4条

(意匠の新規性の喪失の例外)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面(次項において「証明書」という。)を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

意匠法第4条は意匠の新規性の喪失の例外について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、意匠法第4条第4項を新設し、同条第3項に規定する期間について救済規定を整備した。なお、同条第4項を新設するにあたり、同条第3項に略称規定を置くこととした。

◆意匠法第15条

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条(共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(パリ条約による優先権主張の手續)並びに第四十三条の三(パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

意匠法第15条は特許法の規定の準用について規定しているところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第43条新設第6項及び第7項を新たに準用することとし、パリ条約等による優先権主張に係る優先権を証明する書類の提出期間(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項)について救済規定を整備した。

特許法第43条新設第6項及び第7項を新たに準用する改正部分以外の本条の改正については、「(3)優先権の主張の時期の見直し及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備」を参照のこと。

◆意匠法第43条

(登録料の納付期限)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができない

ときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

意匠法第43条第1項は、意匠権の設定登録のための登録料の納付期間について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、意匠法43条第4項を新設し、同条第1項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆意匠法第45条

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第百十条(利害関係人による特許料の納付)及び第百十一条第一項(第三号を除く。)から第三項まで(既納の特許料の返還)の規定は、登録料に準用する。

意匠法第45条は、特許法の規定の準用について規定しているところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第111条新設第3項の規定を新たに準用することとし、既納の登録料の返還請求期間(意匠法第45条において準用する特許法第111条第2項)について救済規定を整備した。

◆意匠法第60条の10(新設)

(パリ条約等による優先権主張の手續の特例)

第六十条の十 (略)

2 特許法第四十三条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は、ジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による優先権の主張を

した者に準用する。この場合において、同法第四十三条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内」とあるのは、「経済産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

意匠法新設第60条の10は国際意匠登録出願についての優先権主張の手続の特例を規定するものであるところ、同条第2項は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第6条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者が当該優先権の主張後に行うべき手続を規定する(特許法第43条第2項から第4項の規定を準用)ものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、同法第43条新設第6項及び第7項の規定も併せて準用することとし、当該優先権主張に係る優先権を証明する書類の提出期間(意匠法新設第60条の10第2項において準用する特許法第43条第2項)について救済規定を整備した。

◆意匠法第60条の22(新設)

(個別指定手数料の返還)

第六十条の二十二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による個別指定手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

意匠法新設第60条の22は、同法新設第60条の6第3項の国際意匠登録出願に係る個別指定手数料の返還の請求期間について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、意匠法新設

第60条の22第2項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆意匠法第67条

(手数料)

第六十七条 (略)

2～8 (略)

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

意匠法第67条第7項及び第8項は過誤納の手数料の返還請求について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、意匠法第67条第9項を新設し、同条第8項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆商標法第9条

(出願時の特例)

第九条 (略)

2 商標登録出願に係る商標について前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を商標登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、その商標登録出願に係る商標及び商品又は役務が同項に規定する商標及び商品又は役務であることを証明する書面(次項において「証明書」という。)を商標登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

3 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

商標法第9条は商標登録の出願時の特例について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第9条第3項を新設し、同条第2項に規定する期間について救済規定を整備した。なお、同条第3項を新設するにあたり、同条第2項に略称規定を置くこととした。

◆商標法第13条

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十三条の三第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の三第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同条第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と、「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 (略)

商標法第13条は特許法の規定の準用について規定しているところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、特許法第43条新設第6項及び第7項を新たに準用することとし、パリ条約等による優先権主張に係る優先権を証明する書類の提出期間(商標法第13条第1項において準用する特許法第43条第2項)について救済規定を整備した。

特許法第43条新設第6項及び第7項を新たに準用する改正部分以外の本条の改正については、「(3)優先権の主張の時期の見直し及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備」を参照のこと。

◆商標法第41条

(登録料の納付期限)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

商標法第41条第1項は、商標権の設定登録のための登録料の納付期間について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法41条第4項を新設し、同条第1項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆商標法第41条の2

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 (略)

2～5 (略)

6 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない登録料を納付する場合に準用する。

商標法第41条の2第1項は、商標権の設定登録のための登録料の分割納付の期間について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第41条新設第4項の規定を新たに準用することにより、商標権の設定登録のための登録料を分割して納付する場合における納付期間(商標法第41条の2第1項)について救済規定を整備した。

◆商標法第42条

(既納の登録料の返還)

第四十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

商標法第42条は既納の登録料の返還請求について規定したものであると

ころ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第42条第3項を新設し、同条第2項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆商標法第65条の8

(登録料の納付期限)

第六十五条の八 (略)

2・3 (略)

4 登録料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項又は第二項に規定する期間内にその登録料を納付することができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

商標法第65条の8第1項は、防護標章登録に基づく権利の設定のための登録料の納付期間について、同条第2項は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録に係る登録料の納付期間について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第65条の8第4項を新設し、同条第1項及び第2項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆商標法第65条の10

(過誤納の登録料の返還)

第六十五条の十 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による登録料の返還を請求する者がその責めに帰す

ることができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

商標法第65条の10は、防護標章登録に係る過誤納の登録料の返還請求について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第65条の10第3項を新設し、同条第2項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆商標法第68条の32

(国際登録の取消し後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十二 (略)

2～5 (略)

6 第一項の規定による商標登録出願をする者がその責めに帰することができない理由により第二項第一号に規定する期間内にその出願をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその出願をすることができる。

7 前項の規定によりされた商標登録出願は、第二項第一号に規定する期間が満了する時にされたものとみなす。

① 国際登録が取り消された後の商標登録出願に関する救済手続(第6項)

商標法第68条の32第1項は、マドリッド協定の議定書第6条(4)の規定により国際登録が取り消されたときの我が国における新たな商標登録出願について規定するものであり、同条第2項第1号は、当該商標登録出願ができる期間を規定しているところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と

同趣旨により、商標法第68条の32第6項を新設し、同条第2項第1号に規定する期間について救済規定を整備した。

② 救済手続による商標登録出願の効果(第7項)

上記の救済規定の整備と併せて、商標法第68条の32第2項柱書と整合させるため、同条第7項を新設し、同条第6項の規定によりされた商標登録出願は、同条第2項第1号に規定する期間が満了する時にされたものとみなす旨を規定した。

◆商標法第68条の33

(議定書の廃棄後の商標登録出願の特例)

第六十八条の三十三 (略)

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による商標登録出願に準用する。この場合において、同条第二項第一号中「同項の国際登録が取り消された日から三月以内」とあるのは、「議定書第十五条(3)の規定による廃棄の効力が生じた日から二年以内」と読み替えるものとする。

商標法第68条の33第1項は、マドリッド協定の議定書が廃棄されたときの我が国における新たな商標登録出願について規定するものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第68条の33第2項において、同法第68条の32第6項及び第7項の規定を新たに準用することとし、当該商標登録出願をすることができる期間(同法第68条の33第2項において読み替えて準用する同法第68条の32第2項第1号)について救済規定を整備した。

◆商標法第76条

(手数料)

第七十六条 (略)

2～8 (略)

9 第七項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。

商標法第76条第7項及び第8項は、過誤納の手数料の返還請求について規定したものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、商標法第76条第9項を新設し、同条第8項に規定する期間について救済規定を整備した。

◆国際出願法第18条

(手数料)

第十八条 (略)

2 (略)

3 特許法第百九十五条第四項、第五項、第七項、第八項及び第十一項から第十三項までの規定は第一項及び前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。)並びに第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料について、同法第百九十五条第八項及び第十一項から第十三項までの規定は前項の規定により納付すべき手数料(同項の表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令

で定める金額に係る部分を除く。)について、それぞれ準用する。

国際出願法第18条第3項は、国際出願に係る各種手数料についての特許法の規定の準用を規定するものであるところ、今般、特許法第30条新設第4項の規定と同趣旨により、新たに特許法第195条新設第13項を準用することとし、過誤納の手数料の返還請求期間(国際出願法第18条第3項において準用する特許法第195条第12項)について救済規定を整備した。

(2) 優先権の主張の補正についての規定の整備

◆特許法第17条

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七条の五までの規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書、第四十一条第四項若しくは第四十三条第一項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面又は第二百十条の五第二項若しくは第百三十四条の二第一項の訂正若しくは訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲若しくは図面について補正をすることができない。

2～4 (略)

PLT第13条(1)は、締約国は、PLTに基づく規則(第14規則(3))に規定する期間内に限り、優先権の主張の補正及び追加を認める旨を規定しなければならないと規定している。

この規定に倣い、一定期間内に限り(以下特許法第17条の4(新設)の項

を参照)、優先権の主張の補正ができる旨³、特許法第17条第1項ただし書の改正及び第17条の4の新設により、新たに規定することとした。

◆特許法第17条の4(新設)

(優先権主張書面の補正)

第十七条の四 第四十一条第一項又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)
若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一条第四項又は第四十三条第一項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面について補正をすることができる。

本条は、優先権の主張の補正ができる期間を規定するものである。

当該期間は、PLTに基づく規則⁴において規定されており、かつ、手続の詳細等を定めた条約の下位規則で定められている事項は、従来から省令で規定してきた(国際出願法施行規則第27条の2及び第27条の3等)ことに鑑み、本条についても、「経済産業省令で定める期間」として規定することとした。

- 3 具体的には、特許法第41条(特許出願等に基づく優先権主張)第4項に規定する書面及び第43条(パリ条約による優先権主張の手続)第1項(同法新設第43条の2(パリ条約の例による優先権主張)第2項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。))及び第43条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する書面に記載すべき事項の補正ができる期間を規定した。
- 4 PLTに基づく規則第14規則(3)は、優先権の主張の補正又は追加ができる期間は、特許協力条約に基づく規則(26の2.1)に規定する期間より短くないものとする旨を規定している。

なお、優先権の主張の補正とは、既に主張した優先権主張書面の記載に誤記があった場合にそれを正す目的のために行う手続のことであり、優先権主張の追加(特許法第41条第4項又は第43条第1項)や取下げ(特許法第42条第2項)については、別の手続になることに注意が必要である。

◆実用新案法第2条の2

(手続の補正)

第二条の二 実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続(以下単に「手続」という。)をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、経済産業省令で定める期間を経過した後は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面若しくは要約書又は第八条第四項若しくは第十一条第一項において準用する特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十三条第一項(第十一条第一項において準用する同法第四十三条の二第二項(第十一条第一項において準用する同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。に規定する書面について補正をすることができない。

2～5 (略)

特許法第17条第1項及び新設第17条の4の規定による優先権の主張の補正と同様、実用新案登録出願についてされた優先権の主張の補正を、一定期間内に限り可能とするため、実用新案法第2条の2第1項を改正し、新たにその旨を規定することとした。

また、条約の下位規則で定められていた事項は、従来から省令で規定してきた(国際出願法施行規則第27条の2及び第27条の3等)ことに鑑み、今後新たに規定する優先権主張の補正期間についても、特許法新設第17条の

4と同様、「経済産業省令で定める期間」として規定することとするが、これに伴い、改正後の実用新案法第2条の2第1項ただし書においては、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書の補正ができる期間についても、「政令で定める期間」を改め「経済産業省令で定める期間」とした。

(3) 優先権の主張の時期の見直し及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備

◆特許法第41条

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合(その特許出願を先の出願の日から一年以内にすることができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。)

二～五 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び

先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

① 優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定の整備(第1項第1号)

PLT第13条(2)は、優先権の主張を伴う特許出願をすべき期間内に、当該特許出願をすることができなかつた場合であっても、所定の要件⁵を満たすときは、その優先権の主張をすることができるという救済について規定している。他方、改正前の特許法第41条第1項第1号の規定により、同項の規定による優先権(以下「国内優先権」という。)の主張を伴う特許出願が、国内優先権の主張の基礎となる出願(以下「先の出願」という。)の日から1年以内にされたものでない場合は、その国内優先権の主張をすることができなかつた。

今般、PLTの規定に倣い、先の出願の日から1年以内に特許出願をすることができなかつた場合であっても、それについて「正当な理由」⁶があり、かつ、当該出願が、一定期間内にされた場合には、国内優先権の主張をすることができる旨を、同項第1号を改正し、新たに規定した。当該期間は、特許法条約に基づく規則(第14規則(4(a))において規定されているところ、条約の当該下位規則で定められていた事項は、従来から省令で規定してきた(国際出願法施行規則第27条の2及び第27条の3等)ことに鑑み、本件についても、「経済産業省令に定める期間」として規定することとした。

なお、当該救済規定は、国際特許出願についても適用される(特許法第

5 PLTは、締約国に対し、手続期間を徒過した場合の救済を認める条件として「Due care (いわゆる『相当の注意』)を払っていた」又は、「Unintentional(いわゆる『故意でない』)であった」のいずれかを選択することを認めている。

6 平成23年に整備した救済規定(特許法第36条の2第4項等)に倣い、救済の主観的要件を、PLTの「Due careを払った」に相当するものとして「正当な理由がある」こととした。

184条の15第1項)。

② 優先権の主張の時期の見直し(第4項)

PLT第13条(1)は、締約国は、PLTに基づく規則(第14規則(3))に規定する期間内に限り、優先権の主張の補正及び追加を認める旨を規定しなければならないと規定している。

この規定に倣い、特許出願の後も一定期間内に限って、国内優先権の主張を可能とするため、特許法第41条第4項を改正し、国内優先権の主張をしようとする者(当該国内優先権の主張を伴う出願についての特許を受ける権利の承継人を含む。)は、同項に規定する書面(優先権主張書面)を、経済産業省令で定める期間内に提出しなければならない旨を規定することとした(当該期間を経済産業省令で定めることとしたのは、特許法第17条の4と同じ理由による)。

なお、優先日が変更することによって、手続期限も再計算されることに注意が必要である。

◆特許法第43条

(パリ条約による優先権主張の手続)

第四十三条 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

2～7 (略)

特許法第43条第1項についても、特許法第41条第4項と同様の改正を行

うこととした。

◆特許法第43条の2（新設）

（パリ条約の例による優先権主張）

第四十三条の二 パリ条約第四条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C(1)に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、その特許出願をすることができなかつたことについて正当な理由があり、かつ、経済産業省令で定める期間内にその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

特許法第43条の2第1項は、同法第41条第1項第1号の改正と同趣旨によるものである。すなわち、パリ条約第4条D(1)の規定による優先権の主張について、その主張を伴う特許出願を優先期間内にすることができなかったことについて正当な理由があり、かつ、優先期間の経過後一定期間内に当該特許出願をした場合の救済措置を規定するものである。当該期間は、特許法第41条第1項第1号と同様に「経済産業省令に定める期間」として規定することとした。

また、特許法第43条の2第2項は、同条第1項の規定による優先権の主張に際し必要な諸手続については、同法第43条の規定を準用して行うことを規定するものである。

なお、当該救済措置は、国際特許出願、実用新案登録出願及び国際実用新案登録出願についても適用される（特許法第184条の3第2項、実用新案法第11条第1項及び同法第48条の3第1項）。

◆特許法第43条の3

第四十三条の三 (略)

2 (略)

3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

特許法第43条の2(改正後の第43条の3)第1項及び第2項の規定による優先権の主張について同法新設第43条の2の規定を準用することとし、これらの優先権の主張についても、同条と同趣旨の救済を措置することとした。また、当該救済措置により優先権の主張をする場合に必要となる諸手続についても、同法第43条の規定を準用して行うこととした。さらに、同法第43条の2を新設したことに伴い、改正前の同法第43条の2を第43条の3とした。

なお、当該救済措置は、国際特許出願、実用新案登録出願及び国際実用新案登録出願についても適用される(特許法第184条の3第2項、実用新案法第11条第1項及び同法第48条の3第1項)。

◆実用新案法第8条

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張)

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面(先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載された考

案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その実用新案登録出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

一 その実用新案登録出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その実用新案登録出願を先の出願の日から一年以内にすることができなかつたことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その実用新案登録出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。）

二～五（略）

2・3（略）

4 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

特許法第41条と同趣旨の改正である。

【関連する改正事項】

◆特許法第17条の3

（要約書の補正）

第十七条の三 特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

特許法第17条の3は、特許庁へ係属している特許出願の願書に添付された要約書の補正ができる期間を定めたものであるが、優先権主張の補正の期間（同法第17条の4）及び優先権主張期間（同法第41条第4項及び第43条第1項）を「経済産業省令で定める期間」とすることと併せて、要約書の補正ができる期間について「1年3月」を「経済産業省令で定める期間」

とした。

なお、これに伴い、「特許出願の日」及び「パリ条約」の略称は、この規定から同法第36条の2第2項に移した。

◆特許法第42条

(先の出願の取下げ等)

第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

- 2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。
- 3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。

特許法第42条第1項は、国内優先権の主張の基礎となる先の出願は、所定の期間の経過時に、みなし取下げとなる旨を規定したものである。第2項は、国内優先権の主張の取下げができる期間を規定し、同条第3項は、国内優先権の主張を伴う出願が所定の期間内に取り下げられたときは、当該国内優先権も取り下げたものとみなすことを規定している。

PLTの規定に倣って国内優先権の主張を一定期間内に限り可能とした

が(特許法第41条第4項)、当該期間は、同条約の下位規則において定められていることから、「経済産業省令で定める期間」として規定することとした。これと併せて、特許法第42条各項に規定する期間についても、「経済産業省令で定める期間」とした。

◆特許法第44条

(特許出願の分割)

第四十四条 (略)

2 前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。

3～7 (略)

改正前の特許法第44条第2項本文は、同条第1項の規定により特許出願の一部を分割し新たな特許出願をしたときは、当該新たな特許出願は、もとの特許出願の時にされたものとみなされる旨を規定し、同項ただし書は、改正前の同法第41条第4項及び第43条第1項(優先権の主張は特許出願と同時にすべき旨を規定)は、新たな特許出願については適用しない(優先権の主張は新たな特許出願と同時にする)旨を規定していた。

今般、同法第41条第4項及び第43条第1項を改正し、経済産業省令で定める期間内は優先権主張が可能となることから、同法第44条第2項を改正し、新たな特許出願について、これらの規定の適用除外は行わないこととした。

◆特許法第46条の2

(実用新案登録に基づく特許出願)

第四十六条の二 (略)

2 前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用並びに第三十条第三項、第三十六条の二第二項ただし書及び第四十八条の三第二項の規定の適用については、この限りでない。

3～5 (略)

特許法第44条第2項の規定の改正と同趣旨の改正をするものである。

◆特許法第184条の3

(国際出願による特許出願)

第一百八十四条の三 (略)

2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)については、第四十三条(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

国際特許出願についての優先権主張の手続は、特許協力条約に基づく規

則4.1(b)(i)、4.10(a)及び(b)並びに17.1)にしたがって行うこととしているため、特許法新設第43条の2(パリ条約の例による優先権の主張)(特許法第43条の3第3項において準用)の規定についても、国際特許出願には適用しないこととしたものである。

◆特許法第184条の12

(補正の特例)

第百八十四条の十二 (略)

2 (略)

(削る)

特許法第41条第4項及び第43条第1項を改正し、優先権の主張の時期を出願と同時に経済産業省令で定める期間内に改めたことと併せて同法第17条の3の要約書の補正期間も経済産業省令で定める期間内に改めた。これにより、特許法上、国際特許出願に係る要約書の補正ができる期間について特例を置く必要がなくなったことから、第3項を削る改正を行ったものである。

◆特許法第184条の15

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付し

た明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同項中「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。

特許法第184条の15第4項は、同法第41条第1項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願が国際特許出願又は国際実用新案登録出願である場合における同法第41条第1項から第3項まで及び第42条第1項の規定の適用について、所要の読み替えを規定している。

今般、特許法第41条第4項を改正し、国内優先権の主張をする期間を「経済産業省令で定める期間」としたことと併せて、同法第42条第1項に規定する国内優先権の主張の基礎とされた先の出願がみなし取下げとなる期間を「経済産業省令で定める期間」に改めたため、同項の規定の読み替えの部分中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改めた。

◆実用新案法第9条

(先の出願の取下げ等)

第九条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取下げられている場合には、この限りでない。

2 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取下げることができない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取下げられたものとみなす。

特許法第42条と同趣旨の改正である。

◆実用新案法第10条

(出願の変更)

第十条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による出願の変更があつたときは、その実用新案登録出願は、その特許出願又は意匠登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その実用新案登録出願が第三条の二に規定する他の実用新

案登録出願又は特許法第二十九条の二に規定する実用新案登録出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び次条第一項において準用する同法第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。

4～10 (略)

特許法第44条第2項から第4項までの規定の改正と同趣旨の改正をするものである。

◆実用新案法第48条の10

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 (略)

2・3 (略)

4 第八条第一項の先の出願が国際実用新案登録出願又は特許法第百八十四条の三第二項の国際特許出願である場合における第八条第一項から第三項まで及び第九条第一項の規定の適用については、第八条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第四十八条の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「出願公開」とあるのは「千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第九条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時

とあるのは「第四十八条の四第六項若しくは特許法第八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第四十八条の四第一項若しくは同法第八十四条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。

実用新案法第9条第1項中「一年三月」を「経済産業省令で定める期間」に改めたことと併せて、同項の規定の読み替え部分について、特許法第184条の15第4項と同趣旨の改正を行ったものである。

◆実用新案法第48条の16

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

第四十八条の十六 (略)

2～4 (略)

(削る)

5 第四十八条の六第一項及び第二項、第四十八条の七、第四十八条の八第三項、第四十八条の九、第四十八条の十第一項、第三項及び第四項、第四十八条の十二から第四十八条の十四まで並びに特許法第八十四条の三第二項、第八十四条の九第六項、第八十四条の十二第一項及び第八十四条の十四の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、これらの規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

今般、実用新案法第2条の2第1項ただし書の規定を改正し、同法第8条第4項等に規定する優先権主張書面の補正可能期間を新たに規定することと併せて、実用新案登録出願の願書に添付された明細書等の補正可能期間もその起算日も含めて経済産業省令に委任することとしたが、この改正

後の規定は、同法第48条の16第4項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の願書に添付された明細書等の補正についてもそのまま適用することが可能(補正の時期を経済産業省令に委任することが可能)であることから、同条第5項を削り、併せて同条第6項を同条第5項とする改正を行ったものである。

◆意匠法第15条

(特許法の準用)

第十五条 特許法第三十八条(共同出願)、第四十三条第一項から第四項まで、第六項及び第七項(パリ条約による優先権主張の手續)並びに第四十三条の三(パリ条約の例による優先権主張)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三条第一項中「経済産業省令で定める期間内」とあるのは「意匠登録出願と同時に」と、同条第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「意匠登録出願の日から三月」と、同法第四十三条の三第三項中「前二条」とあるのは「第四十三条」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

特許法第43条第1項を改正し、特許出願についてのパリ条約による優先権主張期間を「経済産業省令で定める期間内」としたが、意匠登録出願についてのパリ条約による優先権主張については、従前のとおり、意匠登録出願と同時にするとともに、特許法新設第43条の2(パリ条約の例による優先権主張)(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定は意匠登録出願については適用しないため、それぞれ、必要な読み替えを新たに規定したものである。

また、特許法第43条の2の新設に伴い改正前の特許法第43条の2が第43

条の3にずれたことより、「第四十三條の二」を「第四十三條の三」に改めた。

◆商標法第13条

(特許法の準用)

第十三条 特許法第四十三條第一項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第四十三條の三第二項及び第三項の規定は、商標登録出願に準用する。この場合において、同法第四十三條第一項中「經濟産業省令で定める期間内」とあるのは「商標登録出願と同時に」と、同條第二項中「次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月」とあるのは「商標登録出願の日から三月」と、同法第四十三條の三第二項中「又は世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国」と、「若しくは世界貿易機関の加盟国の国民」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国の国民若しくは商標法条約の締約国の国民」と、同條第三項中「前二條」とあるのは「第四十三條」と、「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

2 (略)

意匠法第15条第1項と同趣旨の改正である。

◆商標法第68条の15

(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)

第六十八條の十五 (略)

2 國際商標登録出願についての第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の三第三項において準用する同法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「經濟産業省令で

定める期間内」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。

特許法第43条の2の新設に伴い改正前の特許法第43条の2が第43条の3にずれたこと及び特許法第43条第1項の規定が改正された(優先権の主張の時期を特許出願と同時から経済産業省令で定める期間内に改めた)ことに伴う改正である。

(4) 出願審査の請求期間を徒過した場合の救済規定の整備

◆特許法第48条の3

(出願審査の請求)

第四十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により出願審査の請求をすることができる期間内に
出願審査の請求がなかつたときは、この特許出願は、取り下げたもの
とみなす。

5 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出
願人は、第一項に規定する期間内にその特許出願について出願審査
の請求をすることができなかつたことについて正当な理由があるとき
は、その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間
の経過後一年以内に限り、出願審査の請求をすることができる。

6 前項の規定によりされた出願審査の請求は、第一項に規定する期
間が満了する時に特許庁長官にされたものとみなす。

7 前三項の規定は、第二項に規定する期間内に
出願審査の請求がなかつた場合に準用する。

8 第五項(前項において準用する場合を含む。以下この項において
同じ。)の規定により特許出願について出願審査の請求をした場合に

において、その特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、その特許出願が第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされた旨が掲載された特許公報の発行後その特許出願について第五項の規定による出願審査の請求があつた旨が掲載された特許公報の発行前に善意に日本国内において当該発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

① 出願審査の請求期間徒過の救済規定の整備(第5項から第7項まで)

平成23年の法改正において、PLT第12条の規定に倣って、外国語書面出願の翻訳文提出期間(特許法第36条の2第2項)及び外国語特許出願の翻訳文提出期間(特許法第184条の4第1項)の徒過について、新たに救済規定(特許法第36条の2第4項及び第5項、同法第184条の4第4項及び第5項)を整備するとともに、特許料及び割増特許料の追納期間(特許法第112条第1項)の徒過についての救済を規定した特許法第112条の2第1項を改正した。

これら平成23年の法改正により整備した救済規定に倣い、第48条の3に第5項から第7項までの規定を新設し、特許出願人は、所定の期間内に出願審査の請求がされなかったことによりその特許出願を取り下げたものとみなした場合において、当該期間を徒過したことについて「正当な理由」がある場合には、その理由がなくなった日から2か月以内で出願審査の請求期間の経過後1年以内に限り、出願審査の請求をすることができる旨を規定した。

② 第三者保護規定の整備について(第8項)

特許法第48条の3第4項の規定により特許出願を取り下げたものとみなされたときは、同法第193条(特許公報)の規定により、その旨が広く社会に公示されることで、一旦は、第三者が当該特許出願に係る発明を実施で

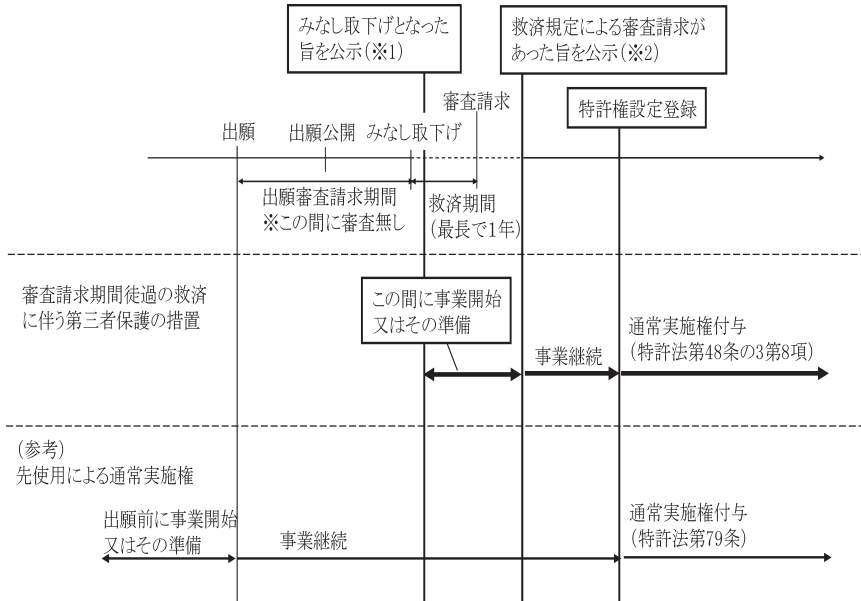
きると信頼し得る状況が生じる。

このため、これに類似する状況での第三者保護規定である特許法第176条(再審により特許権が回復した場合)に倣い、同法第48条の3に第8項を新設し、その特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、①一定期間中、善意に日本国内において当該特許出願に係る発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者については、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する旨を規定するとともに、②当該一定期間は、特許出願の取下げに係る公示(同法第193条第2項第1号の規定による特許公報の発行)後同条新設第5項又は第7項の規定による出願審査の請求に係る公示(同法第193条第2項新設第4号の規定による特許公報の発行)前とした(58頁参照)。

なお、当該通常実施権を有する者は、先使用(同法第79条)等と同様に、その出願に係る発明が特許になった場合に、その特許権に対し有効に対抗できる地位を有するため、補償金(同法第65条第1項)を支払う義務を負わない⁷ことから、当該通常実施権を有する者に対する補償金請求権の制限について明文規定は設けないこととした。

7 特許庁編『工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第19版〕』214頁(一般社団法人発明推進協会、2012年)参照。

[特許法第48条の3第8項の規定による通常実施権の付与]



※1: 特許法第193条第2項第1号の規定による特許公報の発行。

※2: 特許法第193条第2項第4号の規定による特許公報の発行。

【関連する改正事項】

◆特許法第193条

(特許公報)
 第九十三条 (略)
 2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。
 一～三 (略)
四 第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求
 五～十 (略)

特許法第193第2項第4号は、出願審査の請求期間を徒過した場合の救済規定(特許法第48条の3第5項から第7項まで)の整備と併せて、当該救済規定による出願審査の請求をした特許出願に係る発明を、所定の期間、実施又は実施の準備をした第三者を保護する措置を規定した(特許法第48条の3第8項)ことに伴い、同法第48条の3新設第5項(同条新設第7項において準用する場合を含む。)の審査請求があった旨を特許公報による公示の対象とするため、新たに設けたものである。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から施行する(附則第1条本文)。

(2) 経過措置

◆附則第2条第1項～第15項、第18項

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第十七条の四の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

2 新特許法第三十条第四項の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第三十条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

3 新特許法第四十一条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の

例による。

- 4 新特許法第四十二条第一項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした新特許法第四十一条第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした旧特許法第四十一条第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。
- 5 新特許法第四十二条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。
- 6 新特許法第四十三条第一項(新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。
- 7 新特許法第四十三条第六項(新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十三条第二項(旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する期間内に旧特許法第四十三条第二項に規定する書類又は同条第五項(旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。
- 8 新特許法第四十三条の二(新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。
- 9 新特許法第四十四条第七項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十四条第一項第二号又は第三号に規定する期間内に同項に規定する新たな特許出願がなかった場合については、適用しない。
- 10 新特許法第四十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧特許

法第四十六条第一項ただし書に規定する期間内に同項の規定による出願の変更がなかった場合及び同条第二項に規定する三年の期間内に同項の規定による出願の変更がなかった場合については、適用しない。

- 11 新特許法第四十六条の二第三項(同条第一項第一号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条の二第一項第一号に規定する期間内に同項の規定による特許出願がなかった場合については、適用しない。
- 12 新特許法第四十八条の三第五項から第七項までの規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十八条の三第四項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、適用しない。
- 13 新特許法第六十七条の二の二第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十七条の二の二第一項に規定する期間内に同項に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。
- 14 新特許法第百八条第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第百八条第一項に規定する期間内に特許料の納付がなかった場合については、適用しない。
- 15 新特許法第百十一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第百十一条第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による特許料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。
- 16・17 (略)
- 18 新特許法第百九十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第百九十五条第十項又は第十二項に規定する期間内に同条第九項又は第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

◆附則第3条

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第二条の二第一項ただし書の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

2 新実用新案法第八条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

3 新実用新案法第九条第一項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした新実用新案法第八条第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張の基礎とした第二条の規定による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)第八条第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。

4 新実用新案法第九条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

5 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第三十条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

6 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条第一項(新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、こ

の法律の施行後にする実用新案登録出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

- 7 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項(新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項(旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する期間内に旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類又は旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条第五項(旧実用新案法第十一条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。
- 8 新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の二(新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にした実用新案登録出願に伴う優先権の主張については、適用しない。
- 9 新実用新案法第三十二条第四項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十二条第三項の規定により延長された期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。
- 10 新実用新案法第三十四条第三項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第三十四条第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。
- 11 実用新案法第四十八条の十六第四項の規定によりこの法律の施行前にされた実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続

の補正については、なお従前の例による。

- 12 新実用新案法第五十四条の二第十二項の規定は、この法律の施行前に旧実用新案法第五十四条の二第三項、第七項、第九項又は第十一項に規定する期間内に同条第二項、第四項若しくは第六項、第八項又は第十項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

◆附則第4条

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第四項の規定は、この法律の施行前に第三条の規定による改正前の意匠法(以下「旧意匠法」という。)第四条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

- 2 新意匠法第十五条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項(新意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項(旧意匠法第十五条第一項において準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する期間内に旧意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類の提出がなかった場合については、適用しない。
- 3 新意匠法第四十三条第四項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十三条第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。
- 4 新意匠法第四十五条において準用する新特許法第一百一十一条第三項

の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第四十五条において準用する旧特許法第百十一条第二項に規定する期間内に旧意匠法第四十五条において準用する旧特許法第百十一条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

- 5 新意匠法第六十七条第九項の規定は、この法律の施行前に旧意匠法第六十七条第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

◆附則第5条第9項～第14項、第17項、第18項

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 (略)

2～8 (略)

- 9 新商標法第九条第三項の規定は、この法律の施行前に第四条の規定による改正前の商標法(以下「旧商標法」という。)第九条第二項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかった場合については、適用しない。

- 10 新商標法第十三条第一項において準用する新特許法第四十三条第六項(新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項(旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する期間内に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する書類の提出がなかった場合については、適用しない。

- 11 新商標法第四十一条第四項(新商標法第四十一条の二第六項にお

いて準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧商標法第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項に規定する期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。

12 新商標法第四十二条第三項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第四十二条第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

13 新商標法第六十五条の八第四項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間内に登録料の納付がなかった場合については、適用しない。

14 新商標法第六十五条の十第三項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十五条の十第二項に規定する期間内に同条第一項の規定による登録料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

15・16 (略)

17 新商標法第六十八条の三十二第六項(新商標法第六十八条の三十三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前に旧商標法第六十八条の三十二第二項第一号(旧商標法第六十八条の三十三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する期間内に旧商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願がなかった場合については、適用しない。

18 新商標法第七十六条第九項の規定は、この法律の施行前に旧商標法第七十六条第八項に規定する期間内に同条第七項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

◆附則第6条第4項

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 新国際出願法第十八条第三項において準用する新特許法第九十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第五項において準用する旧特許法第九十五条第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

- ① 手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済規定について(第2条第2項、第7項、第9項から第11項まで、第13項から第15項及び第18項、第3条第5項、第7項、第9項、第10項及び第12項、第4条、第5条第9項から第14項まで、第17項及び第18項並びに第6条第4項)

手続をする者の責めに帰すべきでない事由がある場合の救済規定について、改正法の施行前後におけるこれら規定の適用を明確にするため、経過措置を設けることとした。

具体的には、改正法の施行前に所定の手続期間内にその手続がされなかった場合については、適用しないこととした。

- ② 優先権の主張の時期に係る規定及び優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定並びに関連規定について(第2条第1項、第3項から第6項及び第8項並びに第3条第1項から第4項、第6項、第8項及び第9項)

優先権の主張に関する手続について、今般、優先権の主張の時期を見直し、また、優先権の主張を伴うことができる出願をすべき期間を徒過した場合の救済規定等を整備したが、改正法の施行前後における規定の適用を明確にするための経過措置を設けることとした。

具体的には、以下の経過措置を設けることとした。

- ・改正後の特許法第17条の4の規定は、改正法の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張には適用しないこととした。
- ・改正後の特許法第41条第1項及び第4項並びに第43条第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例によることとした。
- ・改正後の特許法第42条第1項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした先の出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした先の出願については、なお従前の例によることとした。
- ・改正後の特許法第42条第2項及び第3項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例によることとした。
- ・改正後の特許法第43条の2(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しないこととした。
- ・改正後の実用新案法におけるこれら改正後の特許法の規定に対応する規定についても、上記特許法の規定と同様の経過措置を設けることとした。

③ 出願審査の請求期間の徒過した場合の救済規定について(第2条第12項)

平成23年の法改正において整備された救済規定である特許法第36条の2第4項及び第5項(翻訳文提出期間の徒過についての救済規定)と同様に、改正後の特許法第48条の3第5項から第7項までの規定については、改正法の施行前に既に取り下げられたものとみなされた特許出願については、

適用しないこととした。

【関連する改正事項】

◆附則第13条

(平成十一年改正法の一部改正)

第十三条 特許法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「同法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、「により」の下に「この法律の」を加え、「第一条の規定による改正後の」及び「(以下「新特許法」という。)」を削り、「新特許法第四十六条第五項」を「同法第四十六条第六項」に改め、同条第三項中「新特許法」を「第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)」に改める。

特許法等の一部を改正する法律(平成11年法律第41号。以下「平成11年改正法」という。)附則第2条第2項は、平成11年改正法で新設した特許法第44条第4項の規定(優先権の主張に係る書面等の提出の省略を認める規定)について、平成11年改正法の施行後にする出願であって特許法第44条第2項の規定により施行日前にしたとみなされるもの(同法第46条第1項又は第2項の規定による出願変更後の特許出願も含む。)にも適用される旨を規定するものである。

今般の法改正後も特許出願に変更することにより上記施行日前にされたものとみなされる意匠登録出願が存在し続けるため、今般、同法第46条第5項が同条第6項にずれることに伴い、所要の改正を行った。

また、この改正に伴い、改正前の特許法第46条第5項中の「新特許法」の定義の箇所を同条第3項に移行する改正を併せて行った。

◆附則第15条

(平成十四年改正法の一部改正)

第十五条 特許法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第二項中「第四十八条の十六第六項」を「第四十八条の十六第五項」に改める。

附則第三条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第一項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

特許法等の一部を改正する法律(平成14年法律第24号。以下「平成14年改正法」という。)附則第2条第2項は、今般の法改正後も国際特許出願又は国際実用新案登録出願についてのパリ条約同盟国以外のWTO加盟国においてされた特許出願を基礎とする優先権主張に係る手続が上記施行日前にされた出願が存在し得るため、今般、実用新案法第48条の16第6項が同条第5項にずれることに伴い、所要の改正を行った。

附則第3条第1項は、「特許請求の範囲」を「明細書」とは別個の書類とする旨の改正について、平成14年改正法の施行後にする出願であって特許法第44条第2項の規定により施行日前にしたとみなされるもの(同法第46条第1項又は第2項の規定による出願変更後の特許出願も含む。)にも適用される旨を規定するものである。

今般の法改正後も特許出願に変更することにより上記施行日前にされたものとみなされる意匠登録出願が存在し続けるため、今般、同法第46条第5項が同条第6項にずれることに伴い、所要の改正を行った。

◆附則第16条

(平成十五年改正法の一部改正)

第十六条 特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第三項中「第四十六条第五項」を「第四十六条第六項」に改める。

特許法等の一部を改正する法律(平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。)附則第2条第3項は、平成15年改正法により改定した特許出願手数料等(特許法別表第1号から第4号まで)及び出願審査請求料(特許法別表第6号)については、平成15年改正法の施行後にする特許出願であって特許法第44条第2項の規定により施行日前にしたとみなされるもの(同法第46条第1項又は第2項の規定による出願変更後の特許出願も含む。)にも適用される旨を規定するものである。

今般の法改正後も、特許出願に変更することにより上記施行日前にされたものとみなされる意匠登録出願が存在するため、今般、同法第46条第5項が同条第6項にずれることに伴い、所要の改正を行った。

◆附則第17条

(平成十八年意匠法等改正法の一部改正)

第十七条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「改正」を「一部改正」に改め、同条第四項中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の三第二項」に改める。

附則第八条第一項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

意匠法等の一部を改正する法律(平成18年法律第55号。以下「平成18年意匠法等改正法」という。)附則第5条第4項は、同法の制定による小売等役務商標について商標登録出願をした者がパリ条約による優先権の主張(意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項)及びパリ条約の例による優先権の主張(意匠法第15条第1項において準用する改正前の特許法第43条の2第1項及び第2項)をした場合における、当該商標登録出願の出願日を、一律、当該法律の施行の日(平成19年4月1日)とする旨を規定するものである。

当該規定により商標登録出願の出願日が、一律、上記法律の施行の日となるものが、今般の法改正後も存在し続けるため、特許法第43条の2の新設により改正前の特許法第43条の2が改正後の特許法第43条の3にずれることに伴い、所要の改正を行った。